

## 今回のテーマ： 年末調整で行うことができない医療費控除

来年4月からの消費税増税が決まりました。今年の1月からも私たちの給与から通常の源泉所得税に加えて、復興特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額）が毎月の給与より控除されています。大きくなる私たちの税負担を少しでも取り戻す事が出来ればと皆様お考えではないでしょうか。12月の年末調整が終わった後に確定申告を通じて出来る（かもしれない）税金還付のうち私たちに身近な医療費控除について簡単にまとめました。

**医療費控除とは？**

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、一定金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

**【要件】**

- ① 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- ② その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

**【具体的計算】**

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

**（実際に支払った医療費の合計額 - ①の金額） - ②の金額**

- ① 保険金などで補てんされる金額

→生命保険契約などで支給される入院給付金や健康保険などで支給される高額医療療養費・出産一時金など。

（注）保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差引ますので引ききれない金額が生じた場合他の医療費からは差し引きません。

- ② 10万円（ただし、その年の総所得金額等が200万円未満の人は総所得等の5%の金額。）

（注）医療費控除を受けるためには医療機関からの領収書が必要（コピー不可）ですので、1年分を保管しておきましょう。

**・もうすこし補足！**

- 医療費控除はお住まい管轄の税務署でお手続若しくは電子申告（e-Tax）で行う事ができます。電子申告の場合、医療費などの領収書の提出が免除されるメリットがあります。但し、治療一件、一件、医療費控除の入力画面に記入が必要となっており、合計金額のみの入力にしていますと領収書の提出免除は不可となります。
- 人間ドック・健康診断費用・予防接種は疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。しかし、健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、その治療を行った場合には、これらの健康診断等は治療に先だって行われる診察と同様に考えることができるので医療費控除の対象に含める事ができます。
- 整形手術や歯の矯正など美容を目的とした医療費は原則として医療費控除の対象になりません。
- 病気やけがの治療に購入した市販のかぜ薬・包帯なども医療費控除に含める事ができます。ただし、常備薬の代金は含める事ができません。
- 協会けんぽや健康保険組合から送付される「医療費のお知らせ」は、医療費の支払の事実を確認することはできますが、実際に医療費を受領した人のその領収を証する書類（いわゆる『領収書』）に該当しないので、これを領収書の代わりとすることはできません。